

# 唐津市制度融資のご案内

唐津市では、中小企業者の経営の合理化、安定化を図るための融資制度を設けています。

## 利用できる中小企業者

次のすべての要件を満たしている中小企業者が対象です。

- ① 市内に事業所を有する法人または個人、もしくは市内に住所を有する個人であって、同一事業を1年以上継続していること。
- ② 市町村税を完納していること。

## 貸付条件等

- |           |   |
|-----------|---|
| ◎ 資金使途    | 運転資金、設備資金   |
| ◎ 貸付限度額   | 1,000万円以内<br>2口まで（2口合計で1,000万円が上限です）                                  |
| ◎ 貸付期間    | 10年以内（据置期間1年以内）   |
| ◎ 貸付利率    | 貸付期間に応じて次のとおりとします<br>年1.4%（5年以内）<br>年1.5%（5年超7年以内）<br>年1.6%（7年超10年以内） |
| ◎ 信用保証料   | <b>保証料は市が全額負担します</b><br>（ただし、経営者保証を提供しないことに係る保証料の上乗せ分を除く）             |
| ◎ 担保及び保証人 | 担保は原則不要です。<br>保証人は佐賀県信用保証協会の定めるところによります。                              |

## 取扱金融機関・申込先

次の各金融機関の市内にある本店・支店で取り扱います。

⇒ 佐賀銀行、唐津信用金庫、佐賀共栄銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、十八親和銀行

## 問い合わせ先

取扱金融機関

※融資実行にあたっては金融機関・佐賀県信用保証協会の審査がありますので、ご了承ください。

※商工会議所・商工会では、経営・金融面等の相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。